

令和5年度志摩市地域公共交通会議 第1回全体会 事項書

日時： 令和5年4月25日（火） 10時～
場所： 志摩市消防本部 会議室

1. 開会

「地域公共交通について、活発で良い議論ができる会議のために」
(国土交通省中部運輸局三重運輸支局)

2. 協議事項

(1) 磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」の時刻表改定について

3. 報告事項

(1) 志摩市地域公共交通計画の策定について

(2) デマンド交通の実証について

4. その他

志摩市地域公共交通会議 委員名簿

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

	役職等	氏名	区分	備考
1	志摩市副市長	世古 勝	陸上 離島	1号委員 ※会長
2	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授	加藤 博和	陸上 離島	8号委員
3	近鉄グループホールディングス株式会社 事業戦略部長	岸上 敦	陸上	8号委員
4	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部運輸部長	赤井 智明	陸上	8号委員
5	三重交通株式会社 志摩営業所長	川北 幸宏	陸上	2号委員
6	一般社団法人三重県タクシー協会 伊勢志摩支部長	小崎 琢也	陸上	3号委員
7	志摩市自治会連合会 会長 (磯部町自治会連合会 会長)	前田 周作	陸上	4号委員
8	志摩市自治会連合会 副会長 (浜島町自治会連合会 会長)	森 安千代	陸上	4号委員
9	志摩市自治会連合会 副会長 (大王町自治会連合会 会長)	松井 源紀	陸上	4号委員
10	志摩町自治会連合会 会長	平賀 茂	陸上	4号委員
11	阿児町自治会連合会 会長	溝口 幸夫	陸上	4号委員
12	志摩市商工会 会長	出口 勝美	陸上	4号委員
13	一般社団法人志摩市観光協会 専務理事	岡田 英美	陸上 離島	4号委員
14	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会 会長	前田 正典	陸上 離島	4号委員
15	間崎自治会 会長	岩城 正幸	離島	4号委員
16	間崎婦人会 会長	山本 くに枝	離島	4号委員
17	三重県立水産高等学校 校長	向井 英規	離島	4号委員
18	中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	前葉 光司	陸上	5号委員
19	中部運輸局三重運輸支局 鳥羽海事事務所長	竹内 宜也	離島	5号委員
20	三交伊勢志摩交通労働組合 書記長	西尾 祥貴	陸上	6号委員
21	志摩マリンレジャー株式会社 取締役社長	矢尾 弘	離島	7号委員
22	三重県鳥羽警察署 交通課長	谷端 辰成	陸上	8号委員
23	三重県志摩建設事務所 道路課長	山下 智也	陸上	8号委員
24	三重県地域連携部 交通政策課長	藤田 雄一	陸上	8号委員
25	三重県南部地域活性化局 次長兼南部地域振興企画課長	森吉 秀男	離島	8号委員
26	志摩市産業振興部長	山本 和輝	陸上 離島	8号委員
27	志摩市建設部長	西崎 真人	陸上	8号委員
28	志摩市政策推進部長	箕浦 勤	陸上 離島	8号委員

○志摩市地域公共交通会議設置要綱

平成23年5月13日

告示第76号

改正 平成25年3月8日告示第29号

平成28年3月14日告示第37号

平成30年5月17日告示第58号

志摩市地域公共交通会議設置要綱(平成19年志摩市告示第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「補助要綱」という。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する志摩市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織、協議事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公共交通施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 補助要綱に基づく生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計

画、離島航路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。)の策定に関する事項

(5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、市長が任命又は委嘱する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者

(4) 住民又は利用者の代表

(5) 中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者

(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者

(7) 定期航路事業者

(8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 交通会議に会長を置き、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、交通会議の議長となる。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の過半数をもって決するものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

7 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議に、次の表の左欄に掲げる幹事会を置き、これらの幹事会の所掌事務は、第2条に規定する交通会議の協議事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を協議することとする。

陸上交通幹事会	陸上交通に係る事項
離島航路幹事会	離島航路に係る事項

2 前項の各幹事会の委員は、第3条に定める委員から会長が指名する。

3 会長は、第1項の各幹事会のいずれにも属するものとする。

4 交通会議は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。

5 第4条の規定は、幹事会の運営に準用する。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日告示第29号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日告示第37号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月17日告示第58号)

この告示は、公表の日から施行する。

○交通空白地を埋めるため、志摩市が平成22年から本格運行を開始した磯部地域における予約運行型バス

<p>運行ルート (2ルート)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①町の北部・西側（山側）を運行する「やまルート」 1日/7便（3.5往復） ➤ ②町の東部（海側）を運行する「うみルート」 1日/6便（3往復）
<p>運行曜日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ やまルート 火・金曜日 ➤ うみルート 月・水・木曜日 <p style="text-align: right;">※祝日も運行（12/29～1/3は除く）</p>
<p>利用料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1回の乗車につき、乗降場所を問わず一律300円 ※回数券12枚綴りで3,000円を販売
<p>予約方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電話、F A Xまたは車両内での口頭予約 ※乗車停留所出発の30分前まで対応可
<p>利用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中学生以上（小学生以下の場合は保護者同伴での利用）
<p>運行車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最大9人が乗車可能な車両 ※車両は特定せず、運行業務委託受託者により、予約時運行可能な車両を都度確保・使用
<p>停留所数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ やまルート 18か所 ➤ うみルート 17か所 <p style="text-align: right;">※協議会等地域の意見を参考に適宜調整</p>
<p>協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 停留所を有する磯部町地区（12地区）各自治会長で組織

磯部地域予約運行型バス『ハッスル号』 利用状況集計表

令和3年4月分～令和4年3月分

1. 利用状況

	利用人数	1便あたり 利用人数	実稼動1便あたり 利用人数	稼働率 (実稼動/総便数)	乗車km	メーター料金	現金	回数券 利用枚数	実収入	収支率
やまルート	241	0.3	1.2	28.0%	1,656.7	682,880	26,400	153	65,400	9.6%
うみルート	647	0.8	1.6	52.5%	6,455.7	1,432,640	113,700	268	176,700	12.3%
合計(参考)	888	0.6	1.5	40.9%	8,112.4	2,115,520	140,100	421	¥242,100	11.4%

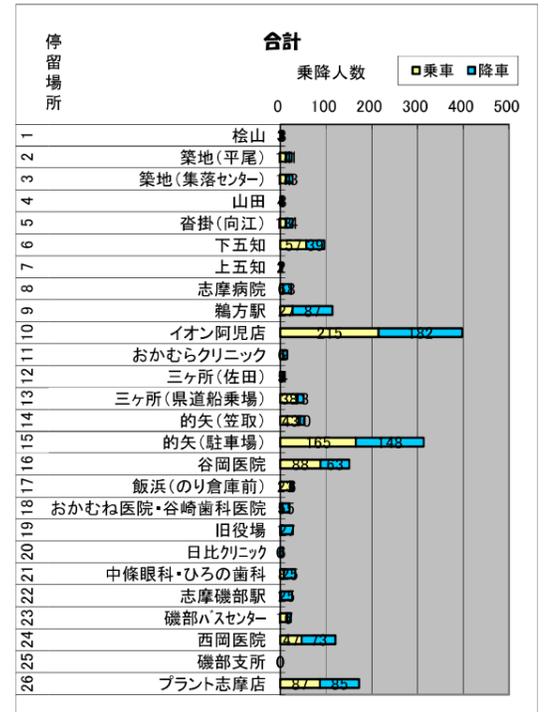
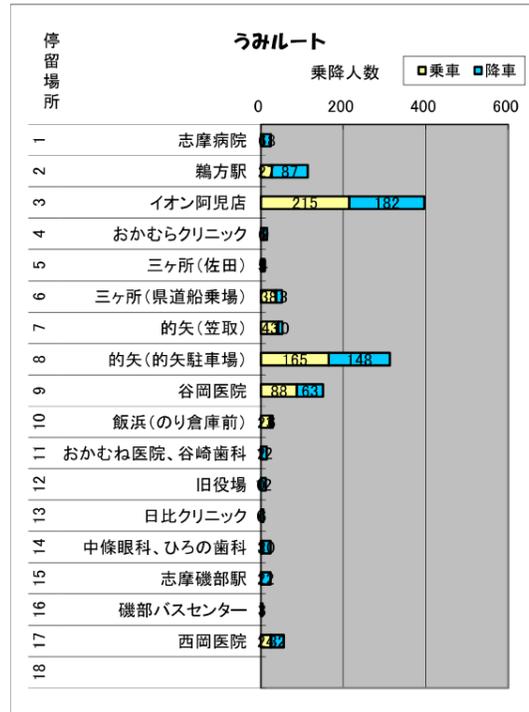
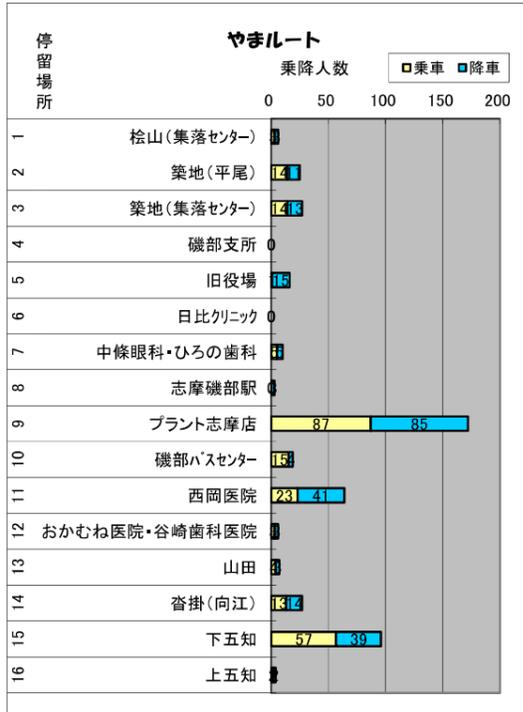
※回数券販売実績 34 冊 102,000 円

2. 停留場所別乗降回数

やまルート			
停留場所	乗車	降車	
1 桧山(集落センター)	3	3	
2 築地(平尾)	14	11	
3 築地(集落センター)	14	13	
4 磯部支所	0	0	
5 旧役場	1	15	
6 日比クリニック	0	0	
7 中條眼科・ひろの歯科	5	5	
8 志摩磯部駅	0	3	
9 プラント志摩店	87	85	
10 磯部バスセンター	15	4	
11 西岡医院	23	41	
12 おかむね医院・谷崎歯科医院	3	3	
13 山田	4	3	
14 沓掛(向江)	13	14	
15 下五知	57	39	
16 上五知	2	2	
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
計	241	241	

うみルート			
停留場所	乗車	降車	
1 志摩病院	6	18	
2 鵜方駅	27	87	
3 イオン阿児店	215	182	
4 おかむらクリニック	6	9	
5 三ヶ所(佐田)	5	4	
6 三ヶ所(県道船乗場)	38	13	
7 的矢(笠取)	43	10	
8 的矢(的矢駐車場)	165	148	
9 谷岡医院	88	63	
10 飯浜(のり倉庫前)	23	6	
11 おかむね医院・谷崎歯科	2	12	
12 旧役場	0	12	
13 日比クリニック	0	6	
14 中條眼科・ひろの歯科	3	20	
15 志摩磯部駅	1	22	
16 磯部バスセンター	1	3	
17 西岡医院	24	32	
18			
19			
20			
21			
22			
23			
計	647	647	

合計			
停留場所	乗車	降車	
1 桧山	3	3	
2 築地(平尾)	14	11	
3 築地(集落センター)	14	13	
4 山田	4	3	
5 沓掛(向江)	13	14	
6 下五知	57	39	
7 上五知	2	2	
8 志摩病院	6	18	
9 鵜方駅	27	87	
10 イオン阿児店	215	182	
11 おかむらクリニック	6	9	
12 三ヶ所(佐田)	5	4	
13 三ヶ所(県道船乗場)	38	13	
14 的矢(笠取)	43	10	
15 的矢(駐車場)	165	148	
16 谷岡医院	88	63	
17 飯浜(のり倉庫前)	23	6	
18 おかむね医院・谷崎歯科医院	5	15	
19 旧役場	1	27	
20 日比クリニック	0	6	
21 中條眼科・ひろの歯科	8	25	
22 志摩磯部駅	1	25	
23 磯部バスセンター	16	7	
24 西岡医院	47	73	
25 磯部支所	0	0	
26 プラント志摩店	87	85	
計	888	888	



3. 便別稼働率

やまルート				
便番号	利用人数	実稼働便数	総便数	稼働率
①	5	4	99	4.0%
②	69	52	99	52.5%
③	76	57	99	57.6%
④	41	34	99	34.3%
⑤	27	25	99	25.3%
⑥	18	17	99	17.2%
⑦	5	5	99	5.1%
計	241	194	693	28.0%

うみルート				
便番号	利用人数	実稼働便数	総便数	稼働率
①	58	41	155	26.5%
②	223	119	155	76.8%
③	130	92	155	59.4%
④	83	65	155	41.9%
⑤	153	90	155	58.1%
計	647	407	775	52.5%

乗合成立便数		
便番号	やまルート	うみルート
①	1	14
②	15	61
③	18	33
④	7	16
⑤	2	47
⑥	1	0
⑦	0	0
計	44	171

4. 委託料

	1便 単価 A	実稼働 便数 B	委託料 A×B
やま	3,520	194	¥682,880
うみ	3,520	407	¥1,432,640
計			¥2,115,520

やまルート時刻表改正 (案)

資料1-3



【変更のポイント】

- 第7便の運行時間を1時間前倒し (【第7便の変更】 15:00 桧山発⇒14:00 桧山発)
- 第7便の運行時間前倒しにより第8便を増便 (【第8便の新設】 15:00 上五知発)

変更前

変更後

桧山
↓
五知

停留場所	①	③	⑤	⑦
予約受付終了時間	前日17:00	9:30	11:30	14:30
1 桧山集落センター	8:00	10:00	12:00	15:00
2 築地(平尾)	8:09	10:09	12:09	15:09
3 築地集落センター	8:11	10:11	12:11	15:11
4 築地(長坂)	8:14	10:14	12:14	15:14
5 磯部支所	8:19	10:19	12:19	15:19
6 旧役場	8:21	10:21	12:21	15:21
7 日比クリニック	8:22	10:22	12:22	15:22
8 中條眼科志摩分院・ひろの歯科	8:24	10:24	12:24	15:24
9 志摩磯部駅	8:25	10:25	12:25	15:25
10 プラント志摩店	8:30	10:30	12:30	15:30
11 磯部バスセンター	8:37	10:37	12:37	15:37
12 西岡医院	8:38	10:38	12:38	15:38
13 おかむね医院・谷崎歯科医院	8:41	10:41	12:41	15:41
14 山田集会所	8:46	10:46	12:46	15:46
15 沓掛(向江)	8:49	10:49	12:49	15:49
16 下五知掲示板前	8:51	10:51	12:51	15:51
17 上五知農家組合前	8:54	10:54	12:54	15:54

桧山
↓
五知

停留場所	①	③	⑤	⑦
予約受付終了時間	前日17:00	9:30	11:30	13:30
1 桧山集落センター	8:00	10:00	12:00	14:00
2 築地(平尾)	8:09	10:09	12:09	14:09
3 築地集落センター	8:11	10:11	12:11	14:11
4 築地(長坂)	8:14	10:14	12:14	14:14
5 磯部支所	8:19	10:19	12:19	14:19
6 旧役場	8:21	10:21	12:21	14:21
7 日比クリニック	8:22	10:22	12:22	14:22
8 中條眼科志摩分院・ひろの歯科	8:24	10:24	12:24	14:24
9 志摩磯部駅	8:25	10:25	12:25	14:25
10 プラント志摩店	8:30	10:30	12:30	14:30
11 磯部バスセンター	8:37	10:37	12:37	14:37
12 西岡医院	8:38	10:38	12:38	14:38
13 おかむね医院・谷崎歯科医院	8:41	10:41	12:41	14:41
14 山田集会所	8:46	10:46	12:46	14:46
15 沓掛(向江)	8:49	10:49	12:49	14:49
16 下五知掲示板前	8:51	10:51	12:51	14:51
17 上五知農家組合前	8:54	10:54	12:54	14:54

五知
↓
桧山

停留場所	②	④	⑥	
予約受付終了時間	8:30	10:30	12:30	
1 上五知農家組合前	9:00	11:00	13:00	
2 下五知掲示板前	9:03	11:03	13:03	
3 沓掛(向江)	9:05	11:05	13:05	
4 山田集会所	9:08	11:08	13:08	
5 おかむね医院・谷崎歯科医院	9:13	11:13	13:13	
6 西岡医院	9:16	11:16	13:16	
7 磯部バスセンター	9:17	11:17	13:17	
8 プラント志摩店	9:24	11:24	13:24	
9 志摩磯部駅	9:29	11:29	13:29	
10 中條眼科志摩分院・ひろの歯科	9:30	11:30	13:30	
11 日比クリニック	9:32	11:32	13:32	
12 旧役場	9:33	11:33	13:33	
13 磯部支所	9:35	11:35	13:35	
14 築地(長坂)	9:40	11:40	13:40	
15 築地集落センター	9:43	11:43	13:43	
16 築地(平尾)	9:45	11:45	13:45	
17 桧山集落センター	9:54	11:54	13:54	

五知
↓
桧山

停留場所	②	④	⑥	⑧
予約受付終了時間	8:30	10:30	12:30	14:30
1 上五知農家組合前	9:00	11:00	13:00	15:00
2 下五知掲示板前	9:03	11:03	13:03	15:03
3 沓掛(向江)	9:05	11:05	13:05	15:05
4 山田集会所	9:08	11:08	13:08	15:08
5 おかむね医院・谷崎歯科医院	9:13	11:13	13:13	15:13
6 西岡医院	9:16	11:16	13:16	15:16
7 磯部バスセンター	9:17	11:17	13:17	15:17
8 プラント志摩店	9:24	11:24	13:24	15:24
9 志摩磯部駅	9:29	11:29	13:29	15:29
10 中條眼科志摩分院・ひろの歯科	9:30	11:30	13:30	15:30
11 日比クリニック	9:32	11:32	13:32	15:32
12 旧役場	9:33	11:33	13:33	15:33
13 磯部支所	9:35	11:35	13:35	15:35
14 築地(長坂)	9:40	11:40	13:40	15:40
15 築地集落センター	9:43	11:43	13:43	15:43
16 築地(平尾)	9:45	11:45	13:45	15:45
17 桧山集落センター	9:54	11:54	13:54	15:54

うみルートの時刻表改正（案）

【変更のポイント】

▶ 第6便を増便（【第6便の新設】15:05西岡医院発）

変更前

変更後

鷺方



磯部

磯部

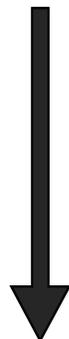


鷺方

停留場所	①	③	⑤
予約受付終了時間	前日 17:00	10:00	13:30
1 県立志摩病院	---	10:30	14:00
2 鷺方駅	---	10:36	14:06
3 イオン阿児店	---	10:40	14:10
4 おかむらクリニック前	---	10:45	14:15
5 ぎゅーとら鷺方店	---	10:46	14:16
6 三ヶ所(佐田)	8:00	10:54	14:24
7 三ヶ所(県道船乗場)	8:02	10:56	14:26
8 的矢(笠取)	8:10	11:04	14:34
9 的矢駐車場	8:12	11:06	14:36
10 谷岡医院前	8:14	11:08	14:38
11 飯浜(のり倉庫前)	8:22	11:16	14:46
12 おかむね医院／谷崎歯科医院	8:30	11:24	14:54
13 旧役場	8:32	11:26	14:56
14 日比クリニック	8:33	11:27	14:57
15 中條眼科志摩分院／ひろの歯科	8:35	11:29	14:59
16 志摩磯部駅	8:36	11:30	15:00
17 磯部バスセンター	8:37	11:31	15:01
18 西岡医院	8:38	11:32	15:02

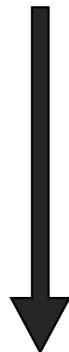
停留場所	②	④	
予約受付終了時間	8:10	11:05	
1 西岡医院	8:40	11:35	
2 磯部バスセンター	8:41	11:36	
3 志摩磯部駅	8:50	11:45	
4 中條眼科志摩分院／ひろの歯科	8:51	11:46	
5 日比クリニック	8:53	11:48	
6 旧役場	8:54	11:49	
7 おかむね医院／谷崎歯科医院	8:56	11:51	
8 飯浜(のり倉庫前)	9:04	11:59	
9 谷岡医院前	9:12	12:07	
10 的矢駐車場	9:14	12:09	
11 的矢(笠取)	9:16	12:11	
12 三ヶ所(県道船乗場)	9:24	12:19	
13 三ヶ所(佐田)	9:26	12:21	
14 ぎゅーとら鷺方店	9:34	12:29	
15 おかむらクリニック前	9:35	12:30	
16 イオン阿児店	9:40	12:35	
17 鷺方駅	9:44	12:39	
18 県立志摩病院	9:50	12:45	

鷺方



磯部

磯部



鷺方

停留場所	①	③	⑤
予約受付終了時間	前日 17:00	10:00	13:30
1 県立志摩病院	---	10:30	14:00
2 鷺方駅	---	10:36	14:06
3 イオン阿児店	---	10:40	14:10
4 おかむらクリニック前	---	10:45	14:15
5 ぎゅーとら鷺方店	---	10:46	14:16
6 三ヶ所(佐田)	8:00	10:54	14:24
7 三ヶ所(県道船乗場)	8:02	10:56	14:26
8 的矢(笠取)	8:10	11:04	14:34
9 的矢駐車場	8:12	11:06	14:36
10 谷岡医院前	8:14	11:08	14:38
11 飯浜(のり倉庫前)	8:22	11:16	14:46
12 おかむね医院／谷崎歯科医院	8:30	11:24	14:54
13 旧役場	8:32	11:26	14:56
14 日比クリニック	8:33	11:27	14:57
15 中條眼科志摩分院／ひろの歯科	8:35	11:29	14:59
16 志摩磯部駅	8:36	11:30	15:00
17 磯部バスセンター	8:37	11:31	15:01
18 西岡医院	8:38	11:32	15:02

停留場所	②	④	⑥
予約受付終了時間	8:10	11:05	14:35
1 西岡医院	8:40	11:35	15:05
2 磯部バスセンター	8:41	11:36	15:06
3 志摩磯部駅	8:50	11:45	15:15
4 中條眼科志摩分院／ひろの歯科	8:51	11:46	15:16
5 日比クリニック	8:53	11:48	15:18
6 旧役場	8:54	11:49	15:19
7 おかむね医院／谷崎歯科医院	8:56	11:51	15:21
8 飯浜(のり倉庫前)	9:04	11:59	15:29
9 谷岡医院前	9:12	12:07	15:37
10 的矢駐車場	9:14	12:09	15:39
11 的矢(笠取)	9:16	12:11	15:41
12 三ヶ所(県道船乗場)	9:24	12:19	15:49
13 三ヶ所(佐田)	9:26	12:21	15:51
14 ぎゅーとら鷺方店	9:34	12:29	-
15 おかむらクリニック前	9:35	12:30	-
16 イオン阿児店	9:40	12:35	-
17 鷺方駅	9:44	12:39	-
18 県立志摩病院	9:50	12:45	-

時刻表改定までのスケジュール（案）

	令和5年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ハッスル号協議会	 (4/11)					
地域公共交通会議	 (4/25)					
要綱改正		 法令審査委員会 (持ち回り)				
運輸支局届出						
周知/時刻表改正			 周知（各戸配布）	● 時刻表改定 (7/1)		

地域公共交通計画について

1.地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを求めています。その際、交通系 IC カードや二次元コードの導入によるキャッシュレス化、Wi-Fi の整備といった最新の技術や、更には MaaS (マース: Mobility as a Service)、AI (人工知能: Artificial Intelligence) による配車、自動運転などの技術も最大限活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者はもとより、外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要です。

このように、地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。

2.地域公共交通網形成計画との関係性

地域公共交通計画の作成は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正(令和 2 年 11 月施行)に伴い努力義務として定められており、改正法施行前に作成した「志摩市地域公共交通網形成計画(令和元年 8 月策定)」は、地域公共交通計画とみなされています。

志摩市地域公共交通網形成計画は、令和 6 年 3 月をもって、計画期間が満了することから、改正法に基づき「志摩市地域公共交通計画」を作成する必要があります。

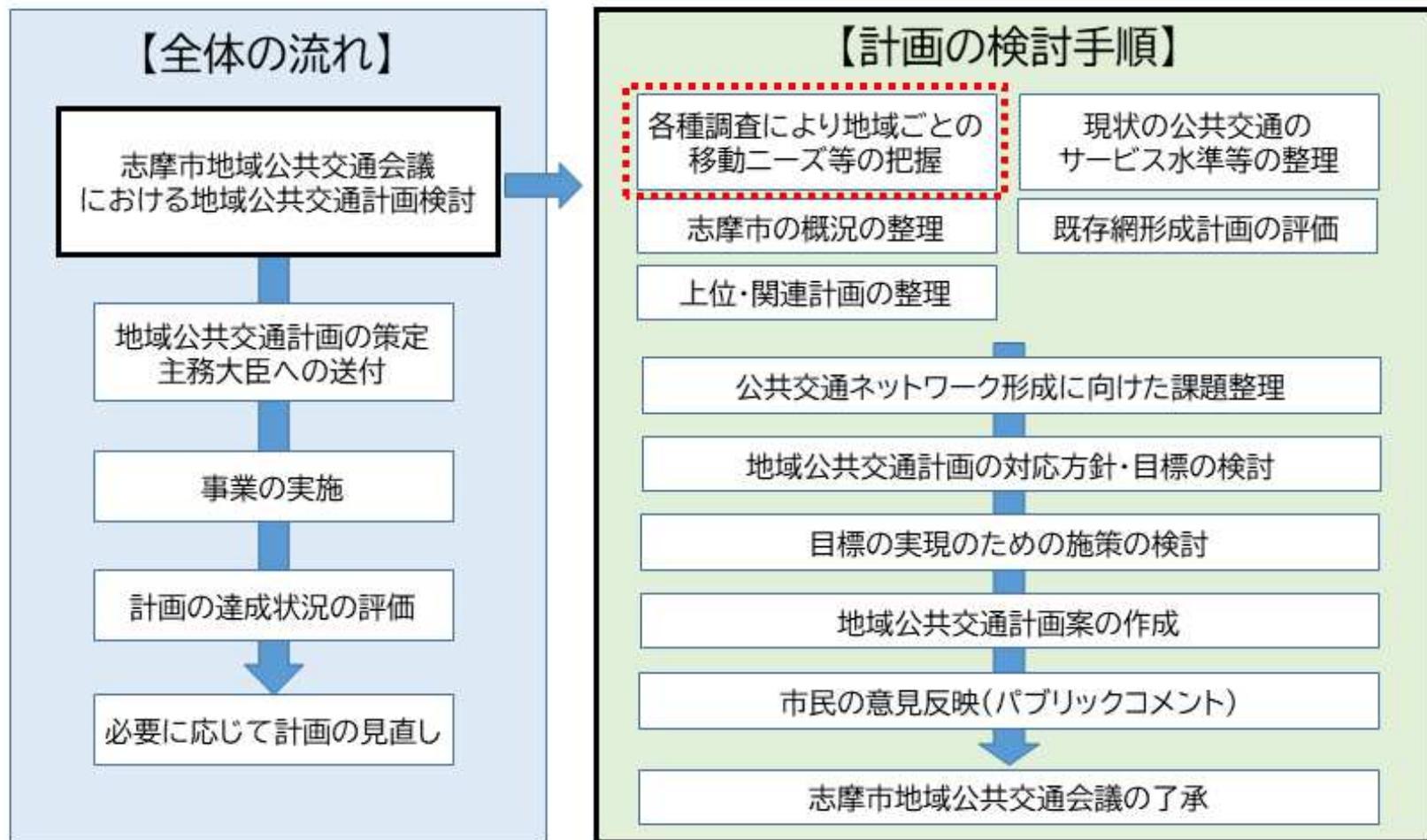
3.国庫補助制度との連動化

改正法の施行に伴い、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることになりました。

英虞湾定期航路の運行に活用している国庫補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金))を受けるためには、地域公共交通計画を策定し、補助の必要性等を計画の中に位置付ける必要があります。

志摩市地域公共交通計画 内容検討の進め方とスケジュールについて

【地域公共交通会議での協議内容】



2.スケジュール

各項目と志摩市地域公共交通会議の実施スケジュールは次を想定しております。

種 別	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
○各種調査関連												
市民アンケート調査												
バス等乗降調査												
公共交通利用者アンケート調査												
交通事業者ヒアリング調査												
市民ヒアリング調査												
○現状整理関連												
上位・関連計画の整理												
志摩市の概況												
公共交通サービス水準等整理												
網形成計画の検証												
○課題整理												
○対応方針等の検討												
対応方針の検討												
目標の検討												
施策の検討												
先進事例の調査												
○地域公共交通計画案作成												
○パブリックコメントの実施												
○地域公共交通計画の策定												
○志摩市地域交通会議開催予定		●			●			●				●
○志摩市地域交通会議の議案		実施調査と調査項目		現状整理と調査結果の共有により課題等協議		課題等協議		対応方針等			計画策定	

※志摩市地域公共交通会議の開催時期は予定となります。

令和 5 年 4 月

調査実施概要案について

調査名	実施目的	主な利点・欠点		調査項目
市民アンケート調査	・デマンドの基礎資料 ・公共交通路線の利用促進策検討の基礎資料	利点	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースごと(買い物等)の普段の移動手段・最終目的地について把握可能 ・調査結果を利用促進策やデマンド交通施設など、様々な施策に活用可能 	6 頁参照
		欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・普段公共交通を利用していない方の回答が多くなり、それが全体結果に影響する可能性がある。 (利用者アンケート等で補うことが必要) 	
バス等乗降調査	・デマンドの基礎資料	利点	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の利用区間を把握可能であり、デマンド交通導入時の停留所設置箇所等の判断材料として活用可能 	停留所間 OD
		欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・停留所間の OD の把握であり、最終目的地の把握ができない 	
利用者アンケート(ヒアリング)調査	・公共交通路線の利用促進策検討の基礎資料	利点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のバス路線の使われ方を把握することが可能であるため、潜在利用者の新規利用促進のための施策等立案検討が可能 ※潜在利用者とは、公共交通利用者と同様の行動傾向を持ちながら、自家用車等を利用している者 	9 頁参照
		欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・取得票数が少ない可能性があり、少ない母数の中で施策検討せざるをえない可能性がある。 (市民ヒアリング調査等で補うことが必要) 	
交通事業者ヒアリング調査	・公共交通路線の維持方策や利用促進策検討の基礎資料	利点	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の対応方針の方向性について相談が行えること 	10 頁参照
		欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・特段なし 	
市民ヒアリング調査	・デマンドの基礎資料 ・公共交通路線の利用促進策検討の基礎資料	利点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに即した公共交通ネットワークの形成が可能となること 	11 頁参照
		欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・特段なし 	

1. 市民アンケート調査

(1) 調査対象

住民票を有する者（15歳（高校生）以上）を対象

※15歳より通学等を含めて外出機会が多くなる可能性があるため

(2) 調査期間

令和5年5月中旬～6月上旬（回答期限）頃まで

※土日を2回またぐ予定。準備の都合により期間が遅くなる可能性あり。

(3) 調査単位

世帯単位

※各世代の意向を満遍なく把握するため

(4) 調査方法

郵送により配布・回収

(5) 配布・回収の詳細

① 配布数

1,000世帯に配布（2,000票相当）

※本市の住民基本台帳では、1世帯の平均世帯員は2人

※本市全人口に対する行政区人口の人数按分を行って、地域に満遍なく配布

② 配布方法

住民基本台帳の世帯主宛てに郵送配布

③ 回収方法

郵送時に同封する返信用封筒により回収

(6) 調査項目

次のとおり。

表1 調査項目（市民アンケート調査）

項目	質問内容	主な活用イメージ
属性等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区名（浜島等） ・性別 ・年齢 ・職業（学生、会社員等） ・普段の支払い方法 ・免許の保有状況 ・自動車の運転継続意向 ・自動車がない場合の代替手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の質問とのクロス集計等で活用
移動実態	<ul style="list-style-type: none"> ・外出目的（通勤・通学、買い物、通院） ・外出目的ごとの目的地 ・目的地までの移動手段 ・出発・帰宅時間 ・外出頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの求められる移動ニーズを把握し、デマンド交通施策等の立案に活用 ・外出頻度については、デマンド交通導入後の効果検証にも活用
公共交通の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・満足 ・やや満足 ・普通 ・やや不満 ・不満 	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通導入後の効果を把握するため
公共交通への転換の可能性	<p>※志摩市公共交通マップをいれ込んだうえで、外出目的ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できると思う ・できないと思う 年、月、週に○回程度 ・絶対できないと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通への転換の可能性のある行政区を把握し、公共交通の利用促進策の立案に活用
デマンド交通実証に係る調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・市で調査項目を検討中 	

2. バス等乗降調査

(1) 調査対象

路線バスと定期船の利用者

(2) 調査日

平日 1 日

休日 1 日

※令和 5 年 6 月までに実施。準備の都合により期間がずれる可能性あり。

(3) 調査方法（検討中）

種類	利点	欠点等
ICカード利用実績 (船は目視等で実施)	・ 停留所間ODを的確に把握可能	・ 現金払いの方が利用する停留所間ODは把握不能
車内カメラ設置 (車両につき1台)	・ 車内の混在時でも事後の動画チェックで停留所間ODを把握可能	・ カメラを設置することの技術的な条件を整理する必要あり
調査員の目視	・ システムエラーが生じないこと	・ 混雑時に停留所間ODを把握できない可能性あり

(4) 調査項目

個人ごとの停留所の乗車場所と降車場所

3. 公共交通利用者アンケート（ヒアリング）調査

(1) 調査対象

路線バスと定期船の利用者

(2) 調査期間

令和5年6月までに

※準備の都合により期間が遅くなる可能性あり。

(3) 調査方法（検討中）

種類	利点	欠点等
車（船）内への調査用紙備え付け	・利用者の自由な時間帯で回答することが出来ること	・調査票に興味がない方の意見が把握できないこと ・票数が集まらない可能性あり
鵜方停留所（路線バス）及び賢島港（船）でのヒアリング調査	・確実に聞き取れること	・時間等の制約の中で票数が集まらない可能性あり
上記の両方の組み合わせ	・確実に聞き取れる上に、利用者のタイミングでも回答可能	—

(4) 調査項目

次のとおり

表2 調査項目（利用者アンケート（ヒアリング）調査）

項目	質問内容	主な活用イメージ
属性等	<ul style="list-style-type: none"> ・性別 ・年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の質問とのクロス集計で活用
利用実態等	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車停留所等と降車停留所等 ・最終目的地 (乗り継ぐ場合は乗継後の) ・乗車停留所等と降車停留所等 ・路線バス又は船以外に利用する公共交通 ・利用頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在利用者の新規利用促進のための施策等立案に活用
改善してもらいたい機能	<ul style="list-style-type: none"> ・待合環境（上屋・ベンチ等） ・公共交通間でのシームレスな乗り継ぎが可能となる取組 ・公共交通間での乗り継ぎ改善 ・志摩市内の各施設を入れ込んだ公共交通マップ ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進策の検討に活用

4. 交通事業者へのヒアリング調査

(1) 調査対象

- ①鉄道事業者
- ②路線バス事業者
- ③タクシー事業者
- ④海運事業者

(2) 調査期間

令和5年7月までに

※他の調査結果等の整理後に実施。準備の都合により期間が遅れる可能性あり。

(3) 調査方法

各事業所への訪問ヒアリング

(4) ヒアリング項目

次のとおり。

表3 調査項目（交通事業者ヒアリング調査）

項目	質問内容	主な活用イメージ
サービス水準の新設・変更予定（やその基準）	自由意見 （ルート変更する予定等）	・現状把握のため
運行継続にあたっての問題点	自由意見 （運転者が確保できない等）	・維持方策の検討に活用
利用促進にあたって必要と考えられる取組内容	自由意見	・公共交通の利用促進策の検討に活用
各種調査結果（ニーズ・要望等）の対応可能性	自由意見	・施策の検討結果を地域公共交通計画に位置付けることに活用

※令和4年度実施の地元懇談会の結果も考慮してヒアリングを実施

5. 市民ヒアリング調査

- (1) 調査対象
高齢者サロンに参加される方等
※普段公共交通を利用されている方も多数存在することと想定
- (2) 調査期間
令和5年6月までに
※準備の都合により期間が遅れる可能性あり。
- (3) 調査方法
集会所等での訪問ヒアリング
- (4) ヒアリング項目
基本的には自由に発言してもらうことを想定。

表4 調査項目（市民ヒアリング調査）

項目	質問内容	主な活用イメージ
移動実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出目的（買い物、通院等） ・ 外出目的ごとの目的地 ・ 目的地までの移動手段 ・ 出発・帰宅時間 ・ 外出頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの求められる移動ニーズを把握し、デマンド交通施策等の立案に活用 ・ 潜在利用者の新規利用促進のための施策等立案に活用
デマンド交通への意識等	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス等との乗継で広域移動可能か。 ・ 予約方法は電話でなければならぬか ・ 普段の支払い方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの求められる移動ニーズを把握し、デマンド交通施策等の立案に活用

※令和4年度実施の地域懇談会の結果も考慮してヒアリングを実施

問 1 居住している行政区名についてお伺いします。

○ 行政区名を教えてください。

浜島町	1. 浜島	2. 南張	3. 桧山路	4. 塩屋	5. 迫子		
大王町	6. 波切	7. 船越	8. 名田	9. 畔名			
志摩町	10. 片田	11. 布施田	12. 和具	13. 間崎	14. 越賀	15. 御座	
阿児町	16. 鶉方	17. 神明	18. 立神	19. 志島	20. 甲賀	21. 国府	22. 安乗
磯部町	23. 五知	24. 沓掛	25. 山田	26. 上之郷	27. 上之郷住宅	28. 下之郷	29. 飯浜
	30. 恵利原	31. 恵ヶ丘	33. 川辺	34. 迫間第一	35. 梶坊	36. 迫間	37. 梶坊田舎暮らしの郷
	38. 雇用促進	39. 築地	40. 銀河の里	41. 山原	42. 夏草	43. 栗木広	44. 堀切
	45. 桧山	46. 穴川	47. 坂崎	48. 三ヶ所	49. 渡鹿野	50. 的矢	

質問項目	世帯員（共通） 記載例：1 5
行政区名	

問 2 性別、年齢、職業、公共交通満足度、運転免許保有状況等について、世帯の状況をお伺いします。

(1) 性別を教えてください。

1. 男 2. 女

(2) 年齢を教えてください。

1. 【20 歳未満】 2. 【20 歳代】 3. 【30 歳代】 4. 【40 歳代】 5. 【50 歳代】
 6. 【60-64 歳】 7. 【65-69 歳】 8. 【70-74 歳】 9. 【75-79 歳】 10. 【80-84 歳】
 11. 【85 歳以上】

(3) ご職業を教えてください。

1. 学生 2. 会社員・公務員 3. 自営業 4. 主(夫)婦 5. パート・アルバイト 6. 無職 7. その他

(4) 普段のよく利用する支払い方法を教えてください。

1. 現金 2. IC カード 3. QR コード 4. クレジットカード 5. 電子マネー 6. その他

(5) 公共交通の満足度を教えてください。

1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

(6) 運転免許（原動機付き自転車を含む。）の保有状況を教えてください。

1. 持っている 2. 持っていない

(7) 問 2 (6)で「持っている」と答えた方にお伺いします。今後の運転継続の意向を教えてください。

※問 2 (6)で「持っていない」と答えた方は問 3 へお進みください。

1. 今後も運転を継続する 2. ほかに移動手段がないため運転を継続する
3. 安全運転できなくなりそうな時期に運転をやめる 4. (ほとんど) 運転はしていない

(8) 問 2 (6)で「持っている」と答えた方にお伺いします。自動車がなくなった場合の代替手段について教えてください。

1. 路線バス 2. タクシー 3. 鉄道 4. 家族・友人の送迎 5. バイク 6. 自転車 7. 徒歩 8. その他

	質問項目	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4
(1)	性別				
(2)	年齢				
(3)	職業				
(4)	支払い方法				
(5)	公共交通の満足度				
(6)	免許保有				
(7)	運転継続意向				
(8)	自動車がない場合 の代替手段				

問4 最近の買い物の状況について、世帯の状況をお伺いします。

(1) 買い物先を教えてください。

(食料品・日用品の買い物先のうち、最も利用頻度が高い店舗)

	世帯員 1	
回答欄	店舗名 ()	店名 ()
	世帯員 2	
回答欄	店舗名 ()	店名 ()
	世帯員 3	
回答欄	店舗名 ()	店名 ()
	世帯員 4	
回答欄	店舗名 ()	店名 ()

(2) 買い物先まで行くのに利用する全ての移動手段を教えてください。

1. 路線バス 2. タクシー 3. 鉄道 4. 自家用車 5. 家族・友人の送迎 6. バイク
7. 自転車 8. 徒歩 9. その他

(3) ご自宅の外出時間とご自宅への帰宅時間を教えてください。

1. 【1-4 時台】 2. 【5 時台】 3. 【6 時台】 4. 【7 時台】 5. 【8 時台】 6. 【9 時台】
7. 【10 時台】 8. 【11 時台】 9. 【12 時台】 10. 【13 時台】 11. 【14 時台】
12. 【15 時台】 13. 【16 時台】 14. 【17 時台】 15. 【18 時台】 16. 【19 時台】
17. 【20 時台】 18. 【21 時台】 19. 【22 時台】 20. 【23 時台】 21. 【0 時台】

(4) 買い物の外出頻度を教えてください。

1. 週に 1 回 2. 週に 2 回 3. 週に 3 回 4. 週に 4 回 5. 週に 5 回 6. 週に 6 回 7. 毎日
8. その他

質問項目	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4
(2) 移動手段				
(3) 外出時間				
	帰宅時間			
(4) 外出頻度				

問5 最近の通院の状況について、世帯の状況をお伺いします。

(1) 通院先を教えてください。(通院時によく行く医療機関)

	世帯員 1
回答欄	医療機関名 ()
	世帯員 2
回答欄	医療機関名 ()
	世帯員 3
回答欄	医療機関名 ()
	世帯員 4
回答欄	医療機関名 ()

(2) 通院先まで行くのに利用する全ての移動手段を教えてください。

1. 路線バス 2. タクシー 3. 鉄道 4. 自家用車 5. 家族・友人の送迎 6. バイク
7. 自転車 8. 徒歩 9. その他

(3) ご自宅の外出時間とご自宅への帰宅時間を教えてください。

1. 【1-4 時台】 2. 【5 時台】 3. 【6 時台】 4. 【7 時台】 5. 【8 時台】 6. 【9 時台】
7. 【10 時台】 8. 【11 時台】 9. 【12 時台】 10. 【13 時台】 11. 【14 時台】
12. 【15 時台】 13. 【16 時台】 14. 【17 時台】 15. 【18 時台】 16. 【19 時台】
17. 【20 時台】 18. 【21 時台】 19. 【22 時台】 20. 【23 時台】 21. 【0 時台】

(4) 通院の外出頻度を教えてください。

1. 週に1回 2. 週に2回 3. 週に3回 4. 週に4回 5. 週に5回 6. 週に6回 7. 毎日
8. その他

質問項目	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4
(2) 移動手段				
(3) 外出時間				
	帰宅時間			
(4) 外出頻度				

問6 公共交通を普段利用されていない方にお伺いします。

公共交通を使った移動への転換の可能性について、世帯の状況をお伺いします。

(1) 移動目的別（通勤・通学、買い物、通院）での転換可能性について教えてください。

1. できると思う 2. できないかもしれない 3. 絶対できない 4. 自動車を持っていない

(2) 問6(1)で「できると思う」又は「できるかもしれない」と答えた方にお聞きします。

移動目的別（通勤・通学、買い物、通院）での週又は月のいずれかにおける頻度について教えてください。

1. 1回 2. 2回 3. 3回 4. 4回 5. 5回 6. 6回 7. 7回 8. その他

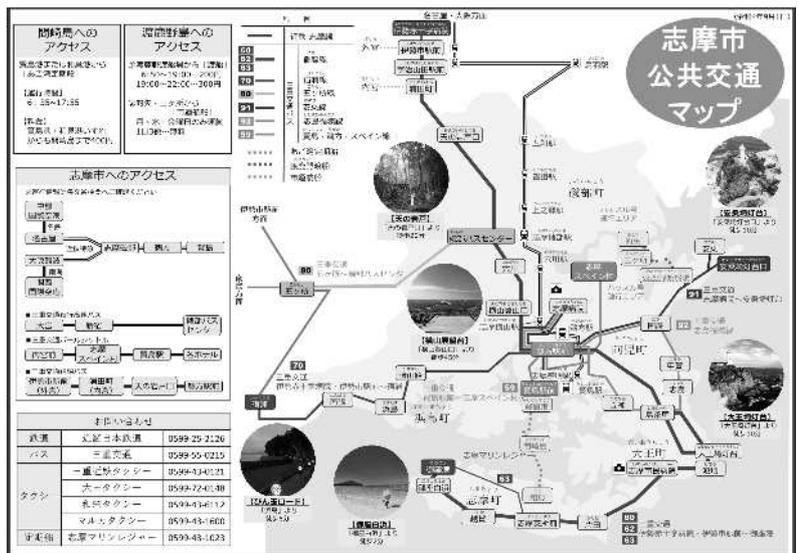
質問項目		世帯員1	世帯員2	世帯員3	世帯員4
通勤・通学	転換可能性				
	頻度	週			
月					
買い物	転換可能性				
	頻度	週			
月					
通院	転換可能性				
	頻度	週			
月					

【ご紹介】
本市では、公共交通マップを作成しております。
詳細な路線図や時刻表は、次のQRコードによりご確認ください。

【↓(左) 近畿日本鉄道 HP】




【三重交通 HP↑(右)】



志摩市公共交通マップ

近畿日本鉄道
志摩線
志摩駅
志摩駅前
志摩駅前西
志摩駅前東
志摩駅前南
志摩駅前北
志摩駅前西
志摩駅前東
志摩駅前南
志摩駅前北

三重交通
志摩線
志摩駅
志摩駅前
志摩駅前西
志摩駅前東
志摩駅前南
志摩駅前北

問7 公共交通に対してのご意見がありましたらご記入ください。

■ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

公共交通に関する利用者アンケート調査票(案) (路線バス)

- ・志摩市では、公共交通のさらなる利便性向上のため、利用者アンケート調査を行っています。
- ・項目ごとに「○」つけ又は「記入」をお願いします。
- ・なお、ご記入いただいた内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外に使用しません。

問1 性別、年齢について、お伺いします。

性別	年齢
男・女	20歳未満 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60-64歳 ・ 65-69歳 70-74歳代 ・ 75-79歳代 ・ 80-84歳代 ・ 85歳以上

問2 乗降停留所と最終目的地（公共交通でよく移動する目的地）について、お伺いします。

路線名	⇒	乗車する停留所名	⇒	降車する停留所名	⇒	最終目的地 (施設名・店舗名)

※乗り継いで最終目的地に行かれる場合は、乗り継ぎ後の停留所名についてもご記載ください。

路線名	⇒	乗り継ぎ後に 乗車する停留所名	⇒	乗り継ぎ後に 乗車する停留所名	⇒	上記の最終目的地へ

路線バス以外を利用して最終目的地へ移動される方にお聞きします。
路線バス以外にどの公共交通期間をご利用されますか。

鉄道（近鉄） ・ 鉄道（JR） ・ タクシー ・ 船 ・ その他（ ）

問3 最終目的地までの利用頻度について、お伺いします。

週1回 ・ 週2回 ・ 週3回 ・ 週4回 ・ 週5回 ・ 週6回 ・ 毎日 ・ その他（ ）

問4 改善を期待する機能について、お伺いします。

- ・ 待合環境
対象停留所等名称（ ） ベンチ 上屋 風よけ トイレ
- ・ 公共交通間でのシームレスな乗り継ぎが可能となる取組
目的地までの利用可能な公共交通機関の提示 公共交通機関の乗継時刻の表示
検索サイトの情報発信
- ・ 志摩市内の公共交通路線と施設の関係性の情報発信（施設を入れた公共交通マップ等）
スーパー等の商業施設 公共施設 医療機関 観光施設
- ・ 公共交通間での乗り継ぎ改善（内容例：X停留所（路線バス）とX駅でのX時X分頃の乗継）
（改善対象の停留所等名称と時刻： ）
- ・ その他
（ ）

※該当する「・」に「○」をつけていただき、へのチェックや（ ）内にご記入をお願いします。

問5 公共交通に対してのご意見がありましたらご記入ください。

--

公共交通に関する利用者アンケート調査票（案）（船）

- ・志摩市では、公共交通のさらなる利便性向上のため、利用者アンケート調査を行っています。
- ・項目ごとに「○」つけ又は「記入」をお願いします。
- ・なお、ご記入いただいた内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外に使用しません。

問1 性別、年齢について、お伺いします。

性別	年齢
男・女	20歳未満 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60-64歳 ・ 65-69歳
	70-74歳代 ・ 75-79歳代 ・ 80-84歳代 ・ 85歳以上

問2 乗降港と最終目的地（公共交通で移動する目的地）について、お伺いします。

乗車する港名	⇒	降車する港名	⇒	最終目的地 (施設名・店舗名)

船以外を利用して最終目的地へ移動される方にお聞きします。
船以外にどの公共交通期間をご利用されますか。

路線バス（路線名：御座、宿浦、五ヶ所、安乗、志摩循環、スペイン）

鉄道（近鉄） ・ 鉄道（JR） ・ タクシー ・ その他（ ）

- ・路線バスについては、路線名に「○」をつけてください。

問3 最終目的地までの利用頻度について、お伺いします。

週1回 ・ 週2回 ・ 週3回 ・ 週4回 ・ 週5回 ・ 週6回 ・ 毎日 ・ その他（ ）

問4 改善を期待する機能について、お伺いします。

- ・待合環境
対象港等名称（ ） ベンチ 上屋 風よけ トイレ
- ・公共交通間でのシームレスな乗り継ぎが可能となる取組
目的地までの利用可能な公共交通機関の提示 公共交通機関の乗継時刻の表示
検索サイトの情報発信
- ・志摩市内の公共交通路線と施設の関係性の情報発信（施設を入れた公共交通マップ等）
スーパー等の商業施設 公共施設 医療機関 観光施設
- ・公共交通間での乗り継ぎ改善（内容例：X駅とX港（船）でのX時X分頃の乗継）
（改善対象の停留所等名称と時刻： ）
- ・その他
（ ）

※該当する「・」に「○」をつけていただき、へのチェックや（ ）内にご記入をお願いします。

問5 公共交通に対してのご意見がありましたらご記入ください。

交通事業者ヒアリング調査票（案）

問1 サービス水準の新設・変更予定について、お伺いします。

問2 運行継続にあたっての問題点について、お伺いします。

問3 利用促進にあたって必要と考えられる取組内容について、お伺いします。

問4 各種調査結果（ニーズ・要望等）の対応可能性について、お伺いします。

問5 その他ご意見がありましたらご記入ください。

■ ヒアリング調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

(1) 通院先を教えてください。(通院時によく行く医療機関)

	ヒアリング 1
回答欄	医療機関名 ()
	ヒアリング 2
回答欄	医療機関名 ()
	ヒアリング 3
回答欄	医療機関名 ()
	ヒアリング 4
回答欄	医療機関名 ()

(2) 通院先まで行くのに利用する全ての移動手段を教えてください。

1. 路線バス 2. タクシー 3. 鉄道 4. 自家用車 5. 家族・友人の送迎 6. バイク
7. 自転車 8. 徒歩 9. その他

(3) ご自宅の外出時間とご自宅への帰宅時間を教えてください。

1. 【7 時台】 2. 【8 時台】 3. 【9 時台】 4. 【10 時台】 5. 【11 時台】 6. 【12 時台】
7. 【13 時台】 8. 【14 時台】 9. 【15 時台】 10. 【16 時台】 11. 【17 時台】 12. 【18 時台】
13. 【19 時台】

(4) 通院の外出頻度を教えてください。

1. 週に 1 回 2. 週に 2 回 3. 週に 3 回 4. 週に 4 回 5. 週に 5 回 6. 週に 6 回 7. 毎日
8. その他

	質問項目	ヒアリング 1	ヒアリング 2	ヒアリング 3	ヒアリング 4
(2)	移動手段				
(3)	外出時間				
	帰宅時間				
(4)	外出頻度				

問3 デマンド交通への意識等について、お伺いします。

(1) 広域移動（ご自身がお住まいの地域外）する場合は、乗り継ぎとなることを想定しているが、乗り継いで目的地まで行けそうか、教えてください。

1. できると思う 2. できないかもしれない 3. 絶対できない

(2) 乗車するための予約受付は、専用アプリ、LINE、電話予約を想定しているが、どれを使用するか、教えてください。専用アプリやLINEを使うために必要となる取組は何だと思いますか。

使用ツール： 1. 専用アプリ 2. LINE 3. 電話予約

使用ツールの普及にあたっての取組内容：（自由意見）

(3) 普段の支払い方法を教えてください。

1. 現金 2. ICカード 3. QRコード 4. クレジットカード 5. 電子マネー 6. その他

	質問項目	ヒアリング1	ヒアリング2	ヒアリング3	ヒアリング4
(1)	乗継可能性				
(2)	使用ツール				
	自由意見				
(3)	支払い方法				

問4 公共交通に対してのご意見がありましたらご記入ください。

■ご協力ありがとうございました。

新たな地域公共交通ネットワークの構築に向けて ～ デマンド交通実証運行 ～



デマンド交通とは？

運行経路（路線）・乗降地点（停留所）・運行時刻（時刻表）が定められている一般的な路線バスと異なり、経路・乗降地点・時刻のいずれか、あるいは、すべてに柔軟性を持たせることで、利用者の要求に応じて運行する乗合型の公共交通サービス形態を「オンデマンド交通」と言います。「デマンド交通」と呼ばれることも多く、「デマンド型乗合タクシー」「デマンドバス」と言われるものも含まれます。道路運送法上では、「路線不定期運行」「区域運行」と呼ばれるものです。

- ※ 使用する車両は、ワゴン車（ジャンボタクシー）であることが多いですが、セダン車（普通車タクシー）や大型バスを用いても構いません。
- ※ デマンド交通の運賃は100～500円が一般的です。

（予約型デマンド交通の種類）

1. 停留所・路線・時刻表が定められており、予約が入った便に限り運行を行う「定時定路線型」
⇒磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」がこの形態となります。
2. 停留所は定められているが、路線・時刻表は定められておらず、利用者による任意時刻での予約に基づき、乗降したい停留所間を運行する「セミデマンド型」
3. 停留所・路線・時刻表のいずれも定められておらず、特定のエリア内であれば、任意の時刻、任意の場所において、予約に基づき運行する「完全デマンド型」

デマンド交通の検討ポイント

デマンド交通を検討する際には、既存のバスルートや運行時間、周辺施設の場所などを参考に、住民が利用しやすい運行条件とするため、次のようなポイントが大切になります。

(1) どのエリア・どの時間帯で実施するか

(2) どういう人がどういう目的で利用するか

(3) 1日の利用者は何人を想定するか

(4) どういった車両にするか

(5) どのような予約方法にするか

(6) 既存の路線バスやタクシー事業者への説明は十分か

(7) デマンド交通の地域への説明はどう行うか



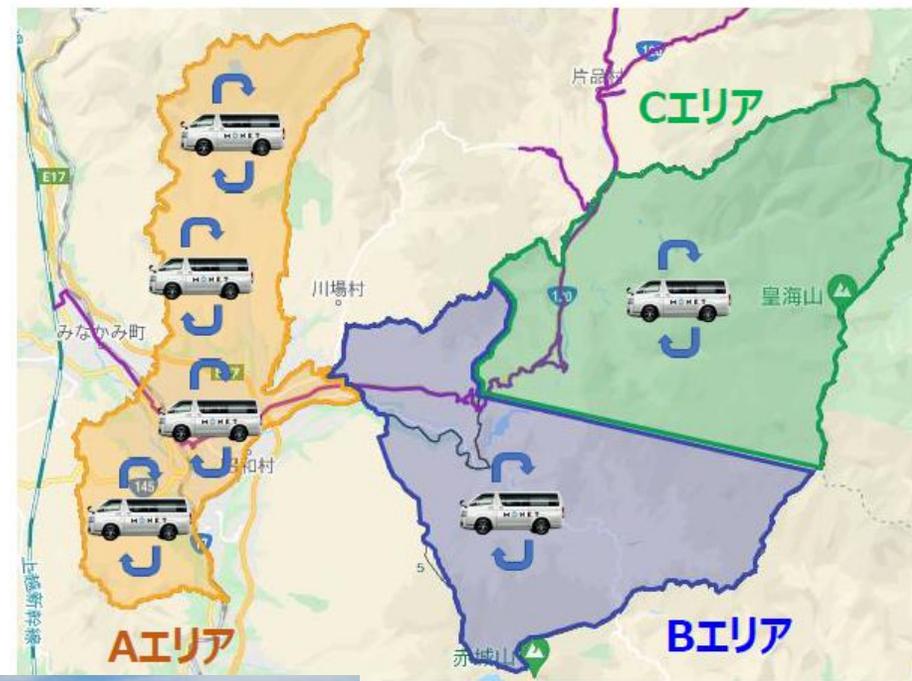
他の地域の事例

群馬県沼田市 AIデマンドバス「ぬまくる」



市内全域を3エリアに分けて車両6台で運行

- ☑ バランスのよい既存の公共交通との共存の仕方を模索した結果、既存の路線バスを残しながら、デマンド交通を採用。
 - ☑ 既存の路線バスを残すため、市内全域を3エリアに分けて運行
 - ☑ 希望する時間と乗降する停留所を予約して乗車、1週間前から希望時間の1時間前まで予約可能
- ▶ 複数の予約に対してAI（人工知能）が最適な配車とルートを設定



沼田市

— : 鎌田線 ※民間の路線バス

群馬県沼田市 AIデマンドバス「ぬまくる」



運行開始日	2022年3月25日
運行時間	月～土曜日の午前9時～午後5時 ※ 日曜・祝日は運休
運行エリア	Aエリア（旧沼田市）、Bエリア（白沢町、利根町南部）、Cエリア（利根町北部） ※ 同一エリアの停留所間の移動が可能です。
運賃	1乗車400円 ※ 群馬県内在住の高齢者（65歳以上）の希望者に配布される「ぐーちょきシニアパスポート」を提示した場合、半額の200円で乗車が可能です。 ※ 障がい者や小児などの運賃については、路線バスの割引に準じます。
予約方法	スマホアプリまたは電話から予約 ※ 乗車希望日の1週間前から当日の乗車希望時刻の1時間前まで予約が可能です。
乗降場所	主要公共施設、スーパーマーケット、医療機関、ごみステーションなど 500カ所で乗降可能
車両台数・定員	Aエリア：4台（定員10人） Bエリア：1台（定員14人） Cエリア：1台（定員14人）
運行事業者	関越交通株式会社（A・Bエリア）、株式会社老神観光バス（Cエリア）

志摩市での実証運行

デジタル技術を活用した 持続可能な地域公共交通ネットワーク構築事業

<採択> 1/2
26,059千円
交付金:13,029千円

新たなデマンド交通の実装

補助率1/2

<事業概要>

- ▶ 志摩市内を運行する路線バスや鉄道などの地域間幹線交通や半島地形を繋ぐ湾内航路などの**既存公共交通を最大限に活用**することを前提に、既存公共交通の駅や停留所、商業施設や医療機関への移動を可能とし、公共交通空白地を無くすための、**新しい地域公共交通ネットワークを構築**する。
- ▶ 新しい地域公共交通ネットワークを構築するにあたっては、旧5町の合併により誕生した志摩市の地域特性への対応、及び地域間移動に不可欠な幹線交通の維持を図るため、**市内の生活圏ごとにエリアを分け、各エリアにおいて段階的な実証を行い、持続可能な社会実装**に繋げていく。
- ▶ 新しい地域公共交通ネットワークを構築するため、**デマンドを想定した人工知能システムなどの最新デジタル技術を活用**することにより、効果的で、利用者にとって利便性の高い事業とする。



鉄道、路線バス、航路など既存の公共交通
最大限活用

既存公共交通との相乗的な利用促進

地域間幹線交通を取り巻く公共交通空白地の解消
各地域の特性に応じた、新たな公共交通ネットワークの
段階的な構築

効率化・利便性向上

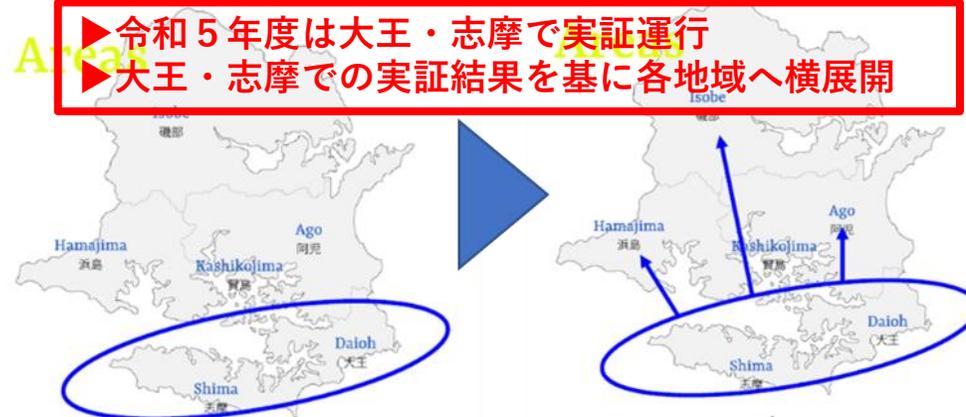
最新デジタル技術の積極活用

交通事業者との連携

R5実証実験

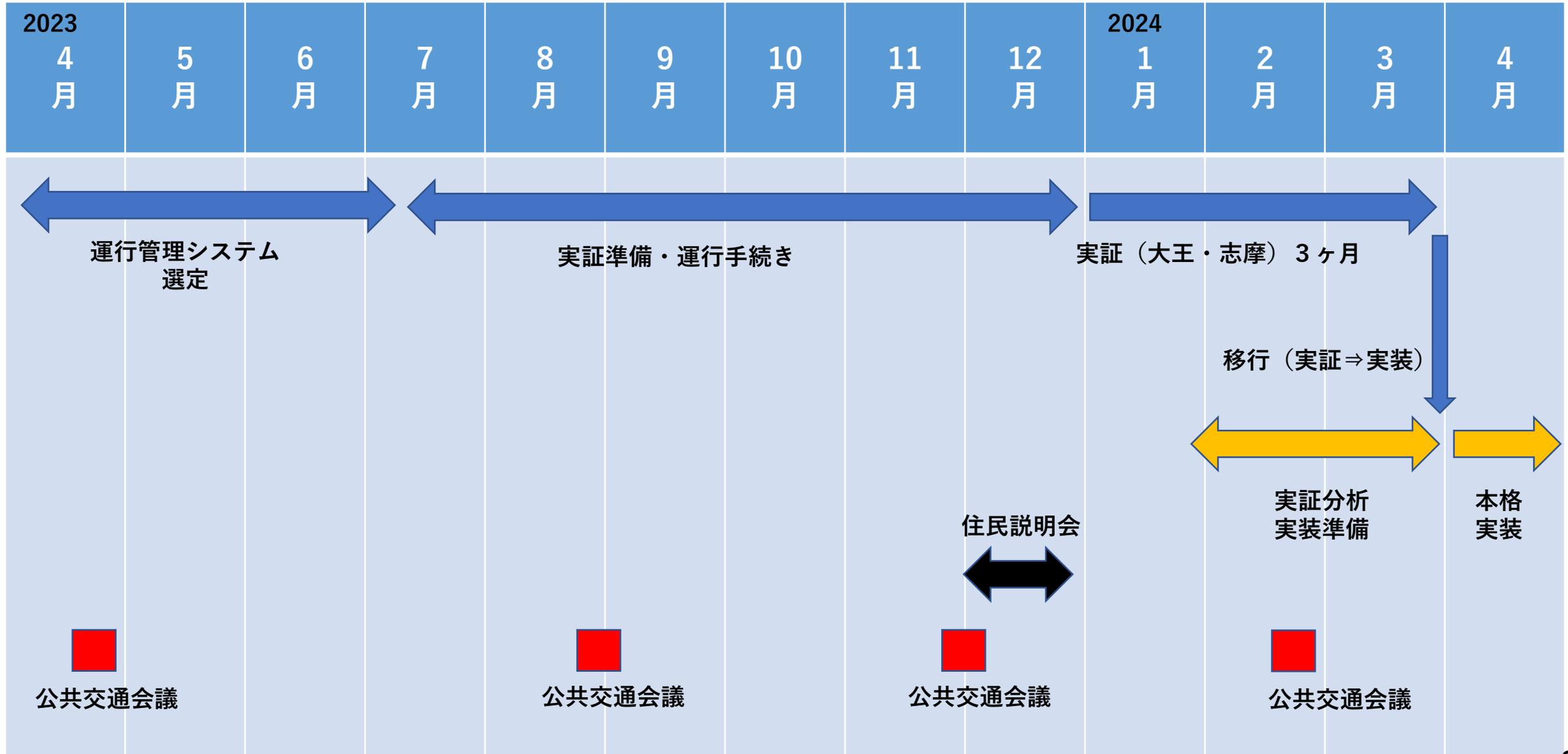
R6以降実装

- ▶ 令和5年度は大王・志摩で実証運行
- ▶ 大王・志摩での実証結果を基に各地域へ横展開



1. 地域間幹線交通（路線バス）の維持を前提としたデマンド交通の推進を図る。
2. 原則として運行範囲は旧町（生活圏）に分割したエリア内とする。
3. 分割したエリアで段階的な実証運行を実施する。
4. 予約管理や運行は地域の交通事業者との連携により行う。
5. 路線・時刻表を定めないセミデマンドの方式を採用する。
6. 予約管理・運行ルート計算については専用のシステムを導入する。
7. 専用アプリ、LINE、電話での受付を可能とする予約体制を構築する。

スケジュール (案)



Areas



予約運行型バス「ハッスル号」の再編

(全域) デマンド交通の観光活用

路線バス志島循環線・安乗線の再編

路線バス宿浦線の維持

志摩・大王のエリア統合の可否